

「定額減税しきれないと見込まれる方」等への追加の給付金（不足額給付）のご案内

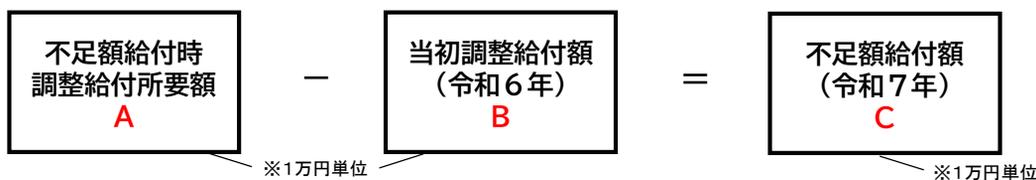
「定額減税補足給付金（不足額給付）」とは？

I 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給

例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

イメージ



【当初給付時(令和6年)】

【不足額給付時(令和7年)】



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1,805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初調整給付額(令和6年)」(B)を下回った場合、余剰額の返還は求めません。

II 個別に書類の提示(申請)により、給付要件を確認して給付する必要がある方

(=本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方)に対して、1人当たり原則4万円(定額)を支給
※令和6年1月1日時点で国外に居住されていた方は3万円を支給。

例

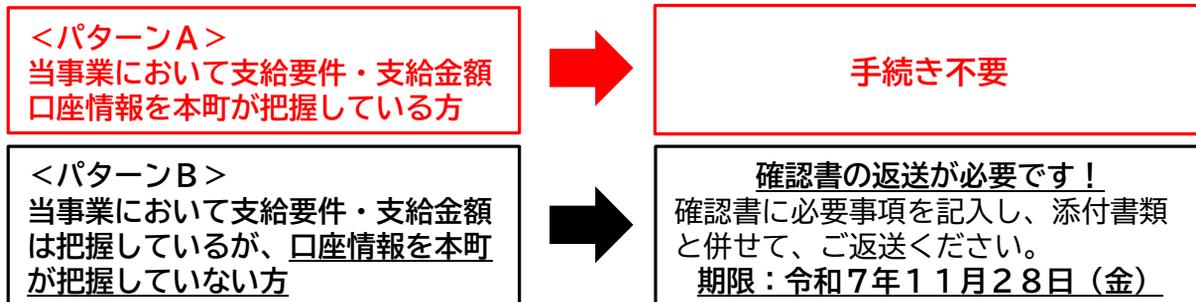
- 青色事業専従者、事業専従者(白色)の方
- 合計所得金額48万円超の方

(注) 令和6年度に、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金(当初調整給付)を支給しております。

支給手続き

I 令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方

(1) 令和6年度課税団体と令和7年度課税団体が石井町の場合



(2) 課税団体が令和6年度は他市町村、令和7年度は石井町の場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。（期限：令和7年11月28日（金））
- 申請書に必要な資料を添えて、ご提出ください。（石井町ホームページ等でご確認ください）

II 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある方であって、以下のいずれの要件も満たす方

- 令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ
（≒本人として定額減税対象外）
 - 税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、
合計所得金額48万円超の方（≒扶養親族等としても定額減税対象外）
 - 低所得世帯向け給付（R5非課税給付等、R6非課税給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない
- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。（期限：令和7年11月28日（金））
 - 申請書に必要な資料を添えて、ご提出ください。（石井町ホームページ等でご確認ください）

その他



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに石井町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることはありません。

自宅や職場などに都道府県・市町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住いの市町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

石井町役場 総務課 ☎088-674-1111
受付時間 8:30～17:15 月曜日～金曜日（祝日を除く）



石井町
ホームページ
不足額給付金